内容量	名称	原材料名
農産物ぬか漬けにあっては塩ぬか及び調味液を除いた重量を、くじん漬け類にあっては塩ぬか及び調味液を除いた重量を、小切りした菜類（薄切りしたものを除く。）又は細刻したもの（薄切りしたものを除く。）を主原料とした漬け物にあっては調味液を除いた重量を、その他のものにあっては主原料の重量を単位で、それぞれ表示する。	ジャム類	次に定めるところにより表示する。 一　ジャムのうち、一種類の果実等を使用したものにあっては当該果実等の名称を冠して「いちごジャム」、「りんごジャム」、「あんずジャム」等と、二種類以上の果実等を使用したものにあっては「ミックスジャム」と表示する。 二　マーマレードにあっては「マーマレード」と、ゼリーにあっては「ゼリー」と表示する。 三　プレザーブスタイルにあっては、一の規定により表示する文字の次に「（プレザーブスタイル）」と表示することができる。

	添加物	内容量	乾めん類	名称	原材料名
「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略は適用しない。	第三条第一項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、二個以上が同一の容器包装に入れられたものにあっては、内容量の表示の文字の次に、括弧を付して「〇g×△袋」等と表示する。	次に定めるところにより表示する。 一　手延べ干しそば以外の干しそばにあっては「干しそば」又は「そば」と表示する。 二　手延べ干しめん以外の干しめんにあっては「干しめん」と表示する。ただし、長径を一・七ミリメートル以上に成形したものにあっては「干しうどん」又は「うどん」と、長径を一・三ミリメートル以上一・七ミリメートル未満に成形したものにあっては「干しひやむぎ」又は「ひやむぎ」と、幅を四・五ミリメートル以上とし、かつ、厚さを二・〇ミリメートル未満の帯状に成形したものにあっては「干しひらめん」又は「ひらめん」と、長径を一・三ミリメートル未満に成形したものにあっては「干しそうめん」又は「そうめん」と、幅を四・五ミリメートル以上とし、かつ、厚さを二・〇ミリメートル未満の帯状に成形したものにあっては「干しひらめん」、「きしめん」又は「中華めん」と、かんすいを使用したものにあっては「ひもかわ」又は「中華めん」と表示することができる。 三　手延べ干しそばにあっては「手延べ干しそば」又は「手延べそば」と表示する。 四　手延べ干しめんにあっては「手延べ干しめん」と表示する。ただし、長径が一・七ミリメートル以上に成形したものにあっては「手延べうどん」と、長径が一・七ミリメートル未満に成形したものにあっては「手延べひやむぎ」又は「手延べそうめん」と、幅を四・五ミリメートル以上とし、かつ、厚さを二・〇ミリメートル未満の帯状に成形したものにあっては「手延べひらめん」又は「手延べきしめん」と、かんすいを使用したものにあっては「手延べ中華めん」又は「手延べひもかわ」と表示することができる。	使用した原材料を、次に定めるところにより表示する。 一　めんの原材料は、「小麦粉」、「そば粉」、「やまのいも」、「食塩」、「小麦たん白」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 二　調味料、やくみ等を添付したものにあっては、めんの原材料は、「一の規定にかかわらず、「めん」の文字の次に、括弧を付して「小麦粉」、「そば粉」、「やまのいも」、「食塩」、「小麦たん白」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 三　添付してある調味料の原材料は、「添付調味料」、「つゆ」、「たれ」等の文字の次に、括弧を付して「しょうゆ」、「砂糖」、「かつおぶし」、「みりん」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、「砂糖類」又は「糖類」と表示することができる。 四　添付してあるやくみ等の原材料は、「やくみ」等の文字の次に、括弧を付して「ねぎ」、「のり」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。